

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律新旧対照条文

目次

一 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）（抄）（第一条関係）	1
二 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）（第二条関係）	5
三 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）（抄）（附則第四条関係）	7

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律新旧対照条文

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）（抄）（第一条関係）

（傍線部は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（令和六年度分の交付税の総額の特例）</p> <p>第四条 令和六年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号から第三号までに掲げる額の合算額に三千億円を加算した額から第四号から第七号までに掲げる額の合算額を減額した額に東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のため特別の財政需要があること及び東日本大震災のため財政収入の減少があることを考慮して地方団体に対して交付する特別交付税（附則第十三条第一項並びに第十五条第一項及び第二項において「震災復興特別交付税」という。）に充てるための六百十一億千七百二十万七千円を加算した額とする。</p>	<p>附則</p> <p>（令和六年度分の交付税の総額の特例）</p> <p>第四条 令和六年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号から第三号までに掲げる額の合算額に五千億円を加算した額から第四号から第七号までに掲げる額の合算額を減額した額に東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のため特別の財政需要があること及び東日本大震災のため財政収入の減少があることを考慮して地方団体に対して交付する特別交付税（附則第十三条第一項並びに第十五条第一項及び第二項において「震災復興特別交付税」という。）に充てるための六百十一億千七百二十万七千円を加算した額とする。</p>
<p>一〇七 略</p> <p>2 略</p> <p>（臨時財政対策債償還費に係る基準財政需要額の算定方法の特例）</p>	<p>一〇七 略</p> <p>2 略</p> <p>（臨時財政対策債償還費に係る基準財政需要額の算定方法の特例）</p>
<p>第六条の二 令和六年度から令和八年度までの各年度分の交付税に係る基準財政需要額の算定については、第十一条中「当該測定単位ごとの単位費用に乗じて得た額」とあるのは、「当該測定単位ごとの単位費用に乗じて得</p>	<p>第六条の二 令和六年度分及び令和七年度分 の交付税に係る基準財政需要額の算定については、第十一条中「当該測定単位ごとの単位費用に乗じて得た額」とあるのは、「当該測定単位ごとの単位費用に乗じて得た額」とあるのは、「当該測定単位ごとの単位費用に乗じて得</p>

額（次条第一項に規定する臨時財政対策債償還費については、当該額から、令和六年度にあつては地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第八十三号）附則第二条の規定により算定した同条第一項に規定する臨時財政対策債償還基金費の額（以下この条において「令和五年度基金費の額」という。）の百分の五十に相当する額（以下この条において「令和五年改正法に係る令和六年度控除額」といふ。）を控除した額とし、令和七年度にあつては令和五年度基金費の額から令和五年改正法に係る令和六年度控除額を控除した額及び地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第七十一号）附則第二条の規定により算定した同条第一項に規定する臨時財政対策債償還基金費の額（以下この条において「令和六年度基金費の額」といふ。）の百分の五十に相当する額（以下この条において「令和六年改正法に係る令和七年度控除額」といふ。）の合算額を控除した額とし、令和八年度にあつては令和六年度基金費の額から令和六年改正法に係る令和七年度控除額を控除した額を控除した額とする。）とする。

（令和六年度分及び令和七年度分の交付税に係る基準財政需要額の算定方法の特例）

第六条の三 令和六年度分及び令和七年度分の交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、令和六年度にあつては第十二条の規定により算定した額から、道府県にあつては第一号に掲げる額を、市町村にあつては第二号に掲げる額を控除した額とし、令和七年度にあつては同条の規定により算定した額から法律で定めるところにより算定した額を控除した額とする。

た額（次条第一項に規定する臨時財政対策債償還費については、令和六年度にあつては地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第八十三号）附則第二条の規定により算定した同条第一項に規定する臨時財政対策債償還基金費の額（以下この条において「基金費の額」という。）の百分の五十に相当する額（以下この条において「控除額」という。）といふ。）を控除した額とし、令和七年度にあつては基金費の額から令和六年度における控除額

を控除した額を控除した額とする。」とする。

（令和六年度分及び令和七年度分の交付税に係る基準財政需要額の算定方法の特例）

第六条の三 令和六年度分及び令和七年度分の交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、令和六年度にあつては第十一条の規定により算定した額から、道府県にあつては第一号に掲げる額を、市町村にあつては第二号に掲げる額を控除した額とし、令和七年度にあつては同条の規定により算定した額から法律で定めるところにより算定した額を控除した額とする。

一 二千三百九十九億三千五百五十万四千円に当該道府県の控除前財源不

足額（第十条第三項本文の規定により令和六年八月三十一日までに決定

された普通交付税の算定に用いたこの条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額が基準財政収入額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。以下この条において同じ。）を各道府県の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

二 略

2 略

3 都にあつては、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定した第十条第三項本文の規定により令和六年八月三十一日までに決定された普通交付税の算定に用いたこの条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額の合算額が、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定した

足額（

この条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額が基準財政収入額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をもつて、総務省令で定めるところにより、各道府県の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

二 略

2 略

3 都にあつては、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定した

（令和六年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例）

第十二条 令和六年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額

は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額（第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この条において同じ。）、令和六年度震災復興特別交付税額（旧法附則第十二条第一項の規定により令和六年度分として交付すべき交付税の

足額（

この条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額が基準財政収入額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をもつて、総務省令で定めるところにより、各道府県の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

（令和六年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例）

第十二条 令和六年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額

は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額（第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この条において同じ。）及び令和六年度震災復興特別交付税額（旧法附則第十二条第一項の規定により令和六年度分として交付すべき交付税の

総額に加算された旧法附則第十一條に規定する令和五年度震災復興特別交付税額の一部及び附則第四条第一項に規定する震災復興特別交付税に充てるための六百十一億千七百二十万七千円の合算額をいう。以下この条及び次条において同じ。)及び四千九百八十億円の合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額に四千九百八十億円を加算した額とし、令和六年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額、令和六年度震災復興特別交付税額及び四千九百八十億円の合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額、令和六年度震災復興特別交付税額及び九百八十億円の合算額を加算した額とする。

総額に加算された旧法附則第十一條に規定する令和五年度震災復興特別交付税額の一部及び附則第四条第一項に規定する震災復興特別交付税に充てるための六百十一億千七百二十万七千円の合算額をいう。以下この条及び次条において同じ。)の合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、令和六年度分として交付すべき特別交付税の総額から返還金等の額及び令和六年度震災復興特別交付税額の合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び令和六年度震災復興特別交付税額の合算額を加算した額とする。

（傍線部は改正部分）

			改 正 案	附 則	（交付税特別会計における繰入れの特例）
第十一条 略	第十一条 略	第十一条 略	現 行	附 則	（交付税特別会計における繰入れの特例）
3 （削る） 2 略	3 （削る） 2 略	3 （削る） 2 略			
3 令和二年度から令和六年度までの各年度においては、地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第 十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融资特別会 計の投資勘定に帰属させるものとし、各年度における森林環境譲与税譲与 金を支弁するため、当該帰属させた額を、予算で定めるところにより、財 政投融资特別会計の投資勘定から交付税特別会計に繰り入れるものとする。 る。	4 前項に規定するもののほか、令和二年度から令和六年度までの各年度においては、地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第 十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融资特別会 計の投資勘定に帰属させるものとし、各年度における森林環境譲与税譲与 金を支弁するため、当該帰属させた額を、予算で定めるところにより、財 政投融资特別会計の投資勘定から交付税特別会計に繰り入れるものとする。 る。	4 前項に規定するもののほか、令和二年度から令和六年度までの各年度においては、地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第 十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融资特別会 計の投資勘定に帰属させるものとし、各年度における森林環境譲与税譲与 金を支弁するため、当該帰属させた額を、予算で定めるところにより、財 政投融资特別会計の投資勘定から交付税特別会計に繰り入れるものとする。 る。			

（交付税特別会計の歳入及び歳出の特例）

第十一條 略

2 第二十三条の規定によるほか、前条第三項の規定により財政

投融资特別会計の投資勘定から交付税特別会計に繰り入れられた繰入金は、交付税特別会計の歳入とする。

(財政投融资特別会計の繰入れ並びに歳入及び歳出の特例)

第十二条の四 附則第十条第三項に規定するもののほか、平成三十

年度から令和五年度までの間においては、地方公共団体金融機関法附則第十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融资特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第二百七号）附則第四条第一項に規定する繰上償還を行おうとする旨の申出がなかつたとした場合に同会計の財政融資資金勘定において生じていたと見込まれる運用利殖金に相当する額を補填するため、当該帰属させた額を、予算で定めるところにより、同会計の投資勘定から財政融資資金勘定に繰り入れることができ

る。

2 略

3 第五十三条第二項の規定によるほか、附則第十条第三項

の規

定による財政投融资特別会計の投資勘定から交付税特別会計への繰入金及び第一項の規定による同勘定から財政融資資金勘定への繰入金は、財政投融资特別会計の投資勘定の歳出とする。

2 第二十三条の規定によるほか、前条第三項及び第四項の規定により財政

投融资特別会計の投資勘定から交付税特別会計に繰り入れられた繰入金は、交付税特別会計の歳入とする。

(財政投融资特別会計の繰入れ並びに歳入及び歳出の特例)

第十二条の四 附則第十条第三項及び第四項に規定するもののほか、平成三十

年度から令和五年度までの間においては、地方公共団体金融機関法附則第十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融资特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第二百七号）附則第四条第一項に規定する繰上償還を行おうとする旨の申出がなかつたとした場合に同会計の財政融資資金勘定において生じていたと見込まれる運用利殖金に相当する額を補填するため、当該帰属させた額を、予算で定めるところにより、同会計の投資勘定から財政融資資金勘定に繰り入れることができ

る。

2 略

3 第五十三条第二項の規定によるほか、附則第十条第三項及び第四項の規

定による財政投融资特別会計の投資勘定から交付税特別会計への繰入金及び第一項の規定による同勘定から財政融資資金勘定への繰入金は、財政投融资特別会計の投資勘定の歳出とする。

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）（抄）（附則第四条関係）

（傍線部は改正部分）

改 正 案	現 行
（森林環境譲与税の譲与の特例）	（森林環境譲与税の譲与の特例）
<p>第二条の二 市町村及び都道府県における森林の整備及びその促進に関する施策の実施状況等に鑑み、令和二年度から令和六年度までの各年度において市町村及び都道府県に対して譲与する森林環境譲与税については、第二十七条及び第三十条第一項の規定にかかわらず、特別会計に関する法律附則第十条第三項の規定により交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れた額の全部又は一部に相当する額を譲与するものとする。</p>	<p>第二条の二 市町村及び都道府県における森林の整備及びその促進に関する施策の実施状況等に鑑み、令和二年度から令和六年度までの各年度において市町村及び都道府県に対して譲与する森林環境譲与税については、第二十七条及び第三十条第一項の規定にかかわらず、特別会計に関する法律附則第十条第四項の規定により交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れた額の全部又は一部に相当する額を譲与するものとする。</p>